

自治体発注業務における賃金算出根拠を調べる (Ⅷ)

川村 雅則

まとめに代えて

第一に、公契約条例が制定された自治体を訪問し、そこで提供されたデータの整備状況に触発され、この間、旭川市や札幌市を対象にして、市が発注する仕事の賃金算出根拠を調べ、まとめてきた。工事の場合は公共工事設計労務単価が使われ、建物の清掃、警備及びボイラー等の設備運転・監視等業務においては建築保全業務労務単価が使われているが、その他の委託事業や指定管理事業（指定管理協定）では何が使われているのか、また、使われている算出根拠・金額は適切かという問題意識、言い換えれば、労働現場で実際にいくら支給されているのかに先立つ問題意識に基づく取り組みであった。

第二に、情報収集作業に実際に取り組んでみて思ったのは、自分が欲しい情報、すなわち、各担当課が使っている賃金算出根拠・賃金額は、意外に整理されていないということである。先月（2018年11月）には、札幌市と「札幌市公契約条例の制定を求める会（代表：伊藤誠一弁護士）」で、入札・契約及び指定管理事業に関する「勉強会」をもった。

席上、筆者は、どのような算出根拠・賃金額を使うかに関して札幌市では何らかのルールはあるのか、また、当該業務を所管する課が、類似の職種などを参考にしながらの賃金額を設定しているように見受けられるのだが、その認識でよいか、などを尋ねた。

市からの回答をまとめると、基本は、工事や建築保全業務など、基準が存在するものに関してはそれを使うが、基準を定めていないものに関しては、担当課の判断にゆだねられているよ



札幌市財政局と総務局との勉強会にのぞむ「求める会」関係者（2018年11月20日）

うである。そして後者の情報はとくに集約はされていないようだった。次頁の図は、市から提供された「建物の清掃、警備等委託業務に関する事務説明会資料」の一部であるが、建築保全業務積算基準に基づく積算以外では、市販図書に掲げる業務単価等を使用し積算する方法や、複数の業者から徴した参考見積により積算する方法などがあげられている。

引き続き、自治体が使っている賃金積算根拠の情報収集と検証を行い、その上で、現場で実際に支給されている賃金実態を把握することが課題である。なお、こうした作業は、自治体労組や自治体議員に期待される仕事でもある。

第三に、2018年11月20日（火）には旭川で、12月5日（水）には札幌で、公契約条例に関する市民集会を開催した。

理念型の条例が2016年12月に制定された旭川市では、条例の附則に書かれた見直し条項、すなわち、「この条例の施行後、2年を超えない範囲内において、この条例の運用状況について学識経験者その他市長が適当と認める者の意見を聴いて検討を加え、その結果に基づいて必要

な措置を講ずるものとする」に従い、新たな展開がみられる。すなわち、旭川市契約審査会による検討結果報告書¹がまとめられ、市議会（第4回定例会）での審議が始まり、条例改正に向けた期待が感じられた。ところがその一方で、市の窓口業務等の委託方針が報じられる²など、矛盾した状況がみられる。

自治体を変える、自治体から（国を）変える、という取り組みを続けていく。

（かわむら まさのり 北海学園大学教授）

¹ 旭川市契約審査委員会「旭川市における公契約の基本を定める条例」に関する検討結果報告書」。市のウェブサイトからダウンロードできる。

² 「旭川市窓口、民間委託へ 19業務、職員50人減」『北海道新聞』朝刊2018年12月12日付。記事によれば、「住民票などの各種証明書の交付や国民健康保険の手続きなど市民と相対する19種類の窓口業務について、2019年12月にも民間委託する方針を明らかにした」、「旭川市が委託対象としているのは、各種税の証明書交付、介護保険手続き、パスポート交付、市営墓地の使用申請受け付けなど。窓口業務のほか、職員の年末調整の事務手続きなどの庁内業務も対象としている。年間で委託料1億9千万円が見込まれるが、正職員や臨時・嘱託職員計約50人が減員できるとして、7千万円の経費削減を見込む」とある。実効性ある公契約条例の制定が急がれる。

図 委託料における積算価格の構成と構成費目の内容



出所：札幌市提供資料より。